



復興まちづくり協議会・地権者連絡会 ニュースレター

復興まちづくり協議会・地権者連絡会を開催しました

開催日	平成 28 年 9 月 17 日 (土)
時 間	14 : 00~15 : 00
場 所	本郷地区コミュニティ消防センター
参加人数	30 人
議 題	<ul style="list-style-type: none">① 土地利用計画について② 今後の工事スケジュールについて③ 跡地利用計画について④ 土地の引き渡しについて⑤ 住宅再建に係る補助制度について⑥ 唐丹小・中学校の建設について

当日は、これらの議題について担当より説明し、最後には皆さんと一緒に現地を見学しました。出席された皆さんからは、公園の利用などに関する課題について、ご意見を頂きました。

宅地の造成工事は完了しましたが、公園の柵設置工事や堤防工事などについては、引き続き皆さまのご協力をいただきながら、進めてまいります。

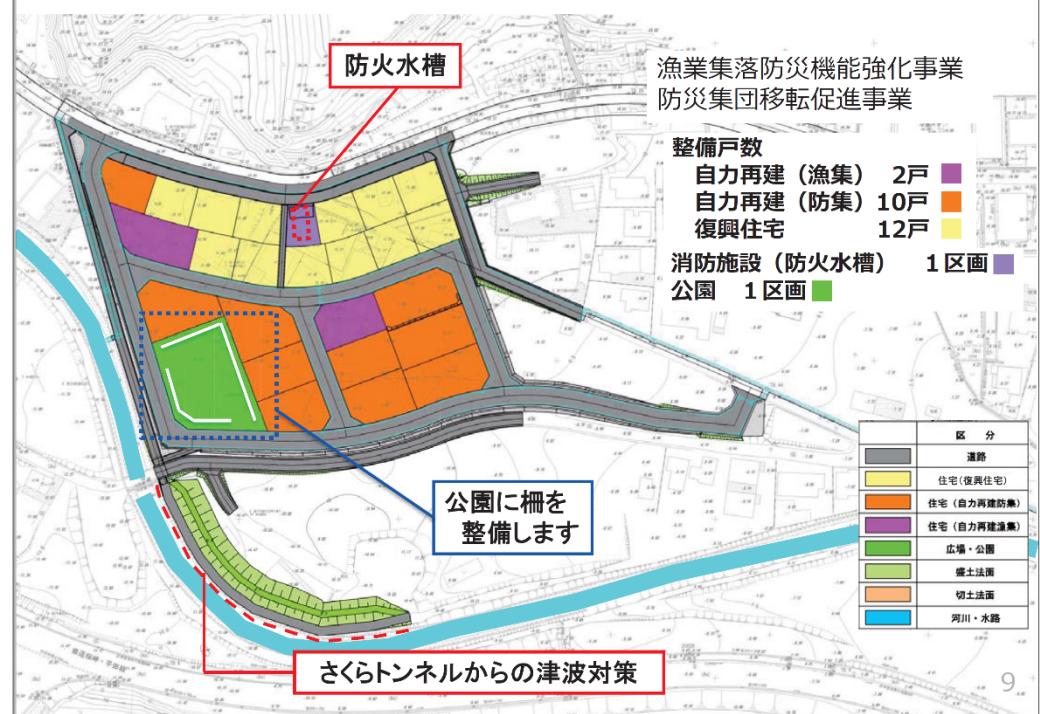
統と首きよとの協力をいたさながら、
今後ともよろしくお願ひいたします。



議題の概要

土地利用計画と今後の工事スケジュールについて

本郷地区 最新の土地利用計画図



土地利用計画について

皆さまが今まで懸念されていた、本郷地区のさくらトンネルからの津波対策として、大曾根川の脇に築堤を設置させていただきました。

築堤の高さは 2m ほどあり、天端の部分は歩行者が歩けるようになっております。

宅地の引渡しについては、契約の準備が整い、現在個別に説明させていただいている状況です。

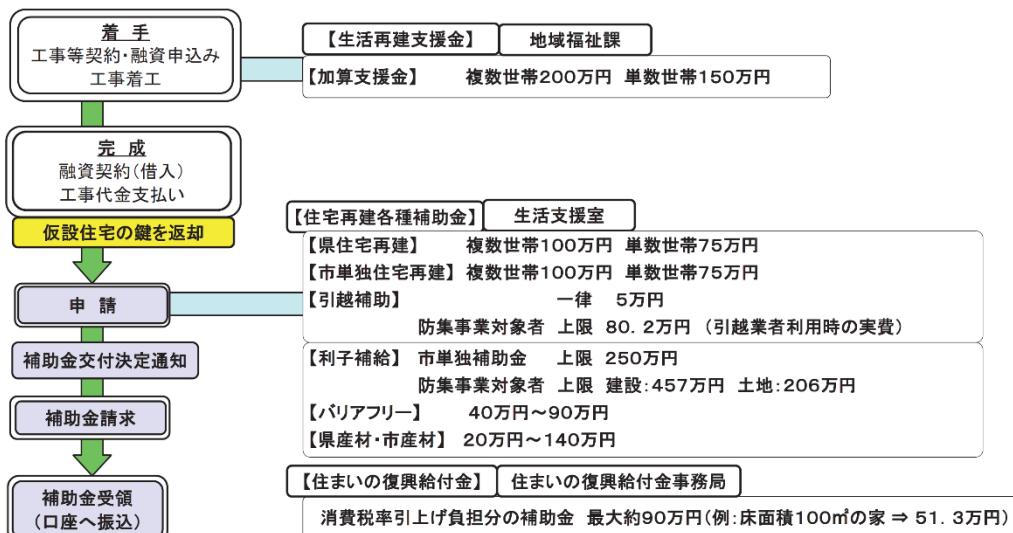
今後の工事スケジュールについて

今後の工事スケジュールとしては、造成団地の公園柵の工事や堤防の整備を行っていきます。

平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
本郷海岸 堤防工事							
			公園 柵工				
			9月17日 現在	跡地利用基盤整備工事			

住宅再建に係る補助制度について

住宅再建補助金の手続き



補助制度は世帯によって、また該当する制度によって受給できる金額がそれぞれ異なります。

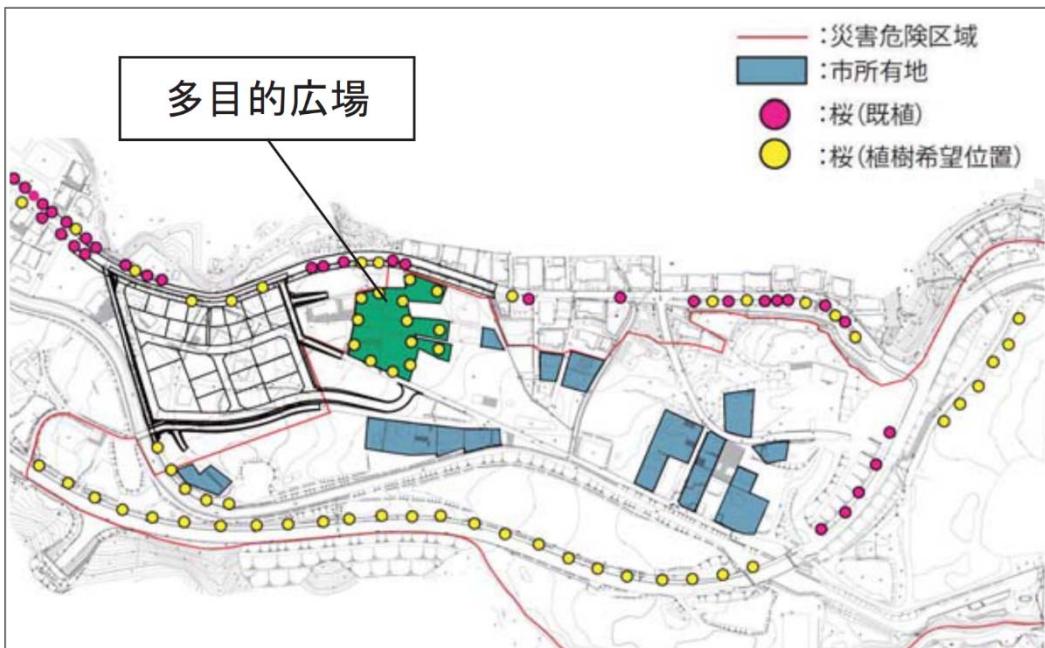
補助金について、金額は最大値でお示ししております。

【別資料P15～P17にも同内容が記載されていますのでご覧ください。】

※詳しいお問い合わせは、下記の連絡先へお願ひいたします。

- ・住宅再建の相談窓口
市生活支援室 TEL 0193-22-2111（内線 436）
 - ・生活再建支援金
市地域福祉課 TEL 0193-22-0177
 - ・浄化槽設置費補助金
市下水道課 TEL 0193-22-1061
 - ・すまいの復興給付金
すまいの復興給付金事務局 TEL 0120-250-460

跡地利用計画について



ワークショップの開催について

【別資料 13 ページ】

土地の有効活用方法について、平成 28 年 1 月 22 日（金）と平成 28 年 5 月 24 日（火）に、ワークショップを開催し、意見交換を行いました。

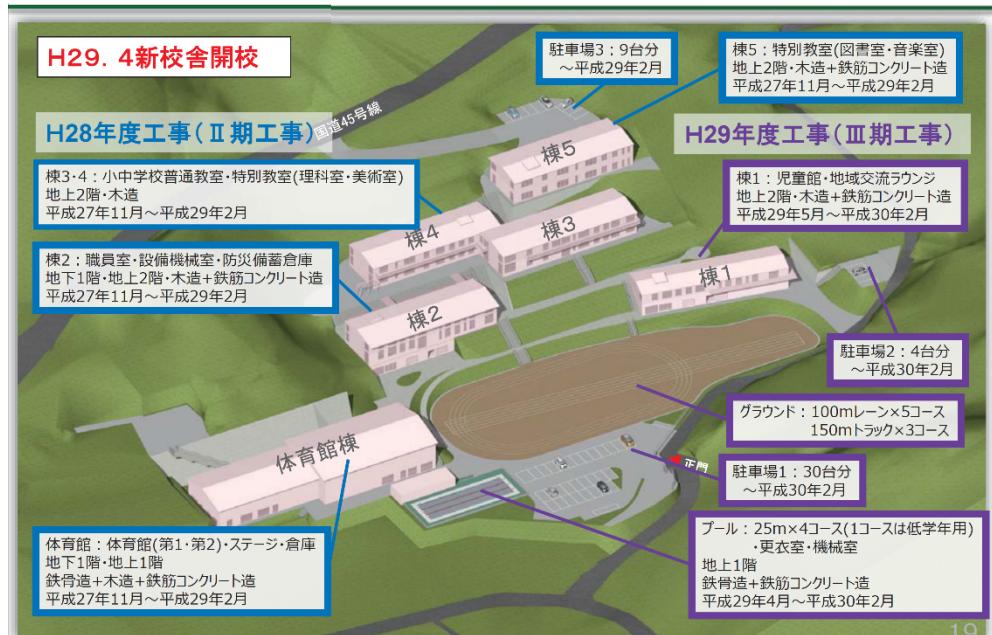
ワークショップでの意見のまとめ

- ① 復興事業でできること
 - ・市所有地を多目的広場として整備
- ② 市民活動でできること
 - ・住民主体の話し合いの場を設ける
 - ・桜の管理
- ③ 桜の植樹位置について
 - ・唐丹さくらトンネル出口付近
 - ・多目的広場周辺
 - ・遊歩道と道路の間
 - ・県道沿い

今後について

土地を利活用するための交付金申請と基盤整備工事の実施を行ってまいります。

唐丹小・中学校の建設について



現在の工事状況について

現在、予定通り校舎棟の工事を開始しております。

引き続き、平成 29 年 4 月開校を目指し、工事を進めていきます。



工事車両等の通行が多くなっております。ご迷惑をおかけしております。
誘導員等を配置し、安全には十分に気をつけて、工事を行っていきます。

このような意見をいただきました

- 唐丹小・中学校について、仮設校舎から新校舎に引越しするのは、いつごろか？

新校舎と体育館の工事は、平成 29 年 2 月 15 日に完了します。その後、3 学期の途中から約 2 週間かけて引越しを行います。
新年度からは、新校舎で授業を受けることができます。



- 造成団地周辺が夜になると真っ暗になるのだが、市の方で防犯灯を設置する考えはないのか？

本郷地区では被災前から、釜石市で管理する防犯灯がありました。その防犯灯を何個か復旧できるよう、現在、国と協議をしております。
将来的には、造成団地に釜石市が管理する防犯灯を設置したいと思います。

- 公園や多目的広場に、東屋などの集会スペースを設置して欲しい。

公園や広場については、地域の皆さんに利活用頂けるよう、建物等の設置も含め、方法を検討して参ります。

- 隣接する宅地の地盤が若干高く、雨が降ると自分の宅地の方に雨水が流れて来る。宅地の境界に雨水を止める柵を設置できないか？

隣接する宅地との高低差が、50cm 以上の場合には市により、擁壁を設置します。50cm 未満の場合には、自力再建される皆さまの外構工事などで擁壁を設置して頂くことになります。

復興事業については、できる限り皆さまの期待に応えられるよう進めていきたいと思います。今後も 1 日も早い工事の完成に向け全力で取組んで参りますので、皆様のご理解とご協力を何卒よろしくお願いいたします。



復興計画の事業進捗等については「広報かまいし」
や市のホームページでも公開しています。
あわせてご覧ください。

■協議会等に関するお問い合わせ

釜石市復興推進本部

TEL : 0193-22-2111 (内線 119)

FAX : 0193-22-2686